領事業務情報システム（法務省の戸籍情報連携関連システムの定期メンテナンスによるシステム停止及び業務影響）

令和８年１０月１５日

法務省より戸籍情報連携関連システムの定期メンテナンスを実施する必要がある旨連絡がありました。つきましては、以下１の期間において、戸籍情報連携関連システムとの戸籍情報連携ができなくなり、戸籍電子証明書の取得ができないため、旅券及び証明事務の業務影響が以下２のとおり発生することをおしらせします。

１　法務省の戸籍情報連携関連システムの定期メンテナンス期間

（１）　日本時間１１月７日（土）０４：００～１１月８日（日）２４：００
　　当地時間１１月６日（金）１４：００～１１月８日（日）１０：００

（２）　日本時間１１月２０日（金）１８：００～１１月２２日（日）２４：００
　　当地時間１１月２０日（金）０４：００～１１月２２日（日）１０：００

※メンテナンス終了後１時間は、戸籍の情報連携が行われず戸籍電子証明書が連携されないのでご注意ください（オンライン申請は可能ですが、（１）申請者への受付完了通知、（２）旅券システム上での申請情報の確認はメンテナンス終了後から１時間経過後となります。）

２　定期メンテナンスに伴う業務影響

（１）旅券事務

上記システムの定期メンテナンス期間中、パスポートのオンライン申請の利用も不可となります（補足：オンライン在留届（ＯＲＲネット）にログイン後、パスポートのオンライン申請ボタンを押下すると、エラー画面が表示されます）。

マイナポータルの場合、パスポート（旅券）申請画面上部に該当の期間にパスポートの申請ができない旨のメッセージが表示されます。

（２）証明事務

同期間中、証明のオンライン申請は可能ですが、在外公館側での戸籍電子証明書提供用識別符号の連携確認、交付作業は復旧後になります。

（３）旅券、証明共通

ア　申請者が戸籍電子証明書提供用識別符号を在外公館窓口に別途提出した場合、システムで戸籍電子証明書の取得ができません（よって証明事務において即日発給はできません）。

イ　急ぎの申請の場合には、窓口での戸籍謄本の提出による申請をお願いします。

（了）